

令和7年山形県教育委員会10月定例会

令和7年10月15日
県庁舎教育委員会室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 博物館登録の抹消について

(生涯教育・学習振興課)

5 議 題

議第1号 山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について

(生涯教育・学習振興課)

議第2号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

(教職員課)

議第3号 令和9年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

(高校教育課)

議第4号 山形県教員資質向上協議会委員の任命について

(教育政策課)

6 閉 会

令和 7 年 10 月 15 日
生涯教育・学習振興課

博物館登録の抹消について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消した。

1 登録抹消年月日

令和 7 年 9 月 10 日

2 設置者の名称及び住所

公益財団法人蟹仙洞

上山市矢来 4 丁目 6 番 8 号

3 名称

蟹仙洞

4 所在地

上山市矢来 4 丁目 6 番 8 号

5 廃止の理由

設置者である公益財団法人蟹仙洞が令和 7 年 8 月 31 日をもって解散し、当該博物館の運営を終了したため。

（参考）博物館法 抜粋

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

議第 1 号

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定する団体 酒田市北新橋一丁目 12 番 13 号
庄内アソビバプロジェクト
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和 7 年 10 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

議第 2 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第23条中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

教頭の職務代理順序に係る規則を見直すため提案するものである。

令和 7 年 10 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
第23条 高等学校に<u>教頭</u>が2人以上ある場合において、校長は、その職務を代理し、又は行う順序をあらかじめ定めたときは、教育長に報告しなければならない。	第23条 高等学校に<u>副校長又は教頭</u>が2人以上ある場合において、校長は、その職務を代理し、又は行う順序をあらかじめ定めたときは、教育長に報告しなければならない。

議第 3 号

令和 9 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

令和 9 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

令和 9 年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

令和 7 年 10 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

令和9年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針（案）

令和9年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
 - (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
 - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
 - (1) 前期（特色）選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 中学校長から送付された調査書情報及び各高等学校が選択した検査の結果に基づき選抜する。
 - イ 検査は、個人面接、集団面接、作文、発表、その他（小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等）の中から、各高等学校が1つから3つを選択して行う。
 - ウ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う前期（特色）選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することができない。
 - (2) 後期（一般）選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 調査書情報及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、音楽科及び体育科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 調査書情報中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
 - ウ やむを得ない理由で学力検査、適性検査を受検できない受検者に対して、5教科の学力検査問題による追検査、適性検査を別日程で行うものとする。
 - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
 - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書情報を選抜の資料とする場合は、調査書情報中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 前期（特色）選抜の検査は、次の(1)又は(2)の日程のいずれかを各高等学校が選択して行う。
 - (1) 令和9年1月19日（火）に行う。
 - (2) 令和9年2月2日（火）に行う。
- 6 後期（一般）選抜の学力検査は次の日程で行う。
 - (1) 本検査は、令和9年3月7日（日）に行う。
 - (2) 追検査は、令和9年3月12日（金）に行う。

- 7 後期（一般）選抜の学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について、各教科同一問題で一斉に行う。
 - (2) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）に基づいて出題する。
 - (3) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
 - (4) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
 - (5) 追検査の学力検査問題は本検査と同程度の難易度による出題とする。
- 8 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 9 合格者の発表は、令和 9 年 3 月 17 日（水）に行う。
- 10 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 11 県外からの志願者受入れについては、別に定める。
- 12 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。